

## 指定更新時に指定有効期限を合わせる場合の取扱い

## 1 介護サービス事業者の指定更新

平成18年4月の介護保険法の改正により、介護保険サービスの質を担保するために、事業者が法令や指定基準等を遵守し、適切なサービス提供が行われているか定期的にチェックする仕組みとして、指定の更新制が導入され、指定の効力に有効期間（6年間）が設けられました。

これにより、現に指定を受けている事業者は、6年ごとに指定の更新を受けなければ、有効期間満了により指定の効力が失われます。

同じ事業所番号の事業所でも、指定の有効期間の満了日ごとに更新申請が必要です。（介護サービスと介護予防サービスであっても、指定日が異なる場合は、指定の有効期間が異なります。）なお、有効期間満了日までに申請がないと指定更新は受けられません。

## 2 指定有効期限を合わせる場合

負担軽減のために、更新対象事業所のサービスと、同一事業所で一体的に行う同種のサービス事業所の指定有効期限が異なる場合、同時に指定更新申請を行うことで、更新後の指定有効期限を合わせることができることとします。

なお、指定有効期限を合わせる場合には、「指定有効期間短縮願出書」（別紙2）を提出してください。

この取扱いは、手続等に係る事務負担の軽減を目的とするもので、必須ではありませんので、「指定有効期間短縮願出書」（別紙2）を提出されない場合は、これまでどおりサービスごとに指定更新の手続を行ってください。

## 3 注意事項

指定権者が座間市以外の場合は、それぞれの指定権者に確認してください。

申出を行う短縮後の指定の有効期間の満了日の2月前までに提出してください。

## 4 提出方法等

郵送又は持参（持参の際は事前に連絡をお願いします。）

## 【郵送先】

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

座間市役所介護保険課事業者支援係宛て

※郵送の場合には封筒に「指定有効期間短縮願出書在中」と記載してください。

## 【連絡先】

介護保険課 事業者支援係 046（252）8077